

認知症施策の推進を求める意見書

世界に類例を見ないスピードで高齢化が進む我が国において、認知症の人は年々増え続け、2015年の推計が約525万人であったものが、2025年には推計で700万人を突破し、軽度認知障害の人も含めれば2012年時点では900万人を超えるといわれているなど、今や認知症は、誰でも発症する可能性があり、誰もが介護者となり得ると言え、認知症施策の推進は極めて重要である。

認知症施策の推進に当たっては、認知症と診断されても尊厳をもって生きることができる社会の実現を目指し、当事者の意思を大切にして、家族等も寄り添っていく姿勢で臨めるようにすることが重要であり、また、認知症と診断された直後の対応など、これまで十分に取り組まれてこなかった課題にも踏み込んでいく必要がある。

さらに、認知症施策は、認知症の早期発見・診断、初期の相談と家族への支援から終末期のケア・看取りまで切れ目なく治療と支援を行うとともに、医療、保健、福祉等の関連分野における総合的な取組が必要である。

よって、国におかれては、認知症施策を更に推進するため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 国や自治体を始め企業や地域が力を合わせ、認知症の人や家族等を支える社会を構築するため、認知症施策を総合的かつ計画的に推進する基本法を制定すること。
- 2 認知症の有効な予防法の確立や行動・心理症状に適切な対応が行われるよう全国規模の疫学調査と疾患登録に基づくビッグデータを活用するとともに、次世代認知症治療薬の開発・早期実用化や最先端の技術を活用した早期診断法の研究開発及び認知症の人の心身の特性に応じたリハビリや介護方法に関する研究を進めること。
- 3 認知症診断直後に相談できる人がいないといった空白期間において必要な支援や情報提供を行うこと、かかりつけ医による認知症診断の促進等の認知症の早期発見・診断に向けた取組を強化すること、自治体が設置する認知症疾患医療センターに対する支援を充実させることなど、多様な認知症施策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月13日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣